

法令および定款に基づくインターネット開示事項

取締役の職務の執行が法令および定款に適合
することを確保するための体制その他業務の
適正を確保するための体制およびその運用状況

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

関西電力株式会社

上記の事項につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより、株主のみなさまにご提供しております。

5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

(1) 当該体制に関する取締役会の決議内容

当社は、事業運営の透明性・健全性を確保しつつ、持続的な企業価値の向上を実現するため、次のとおり、業務の適正を確保するための体制を定め、これを実効性の高いものとするべく、継続的な改善に努めるものとする。

a. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、株主総会から経営の負託を受けた取締役会のもとに、常務会および各種委員会を置き、職務の執行を適正に行うとともに、監査役、監査役会および会計監査人を置き、職務の執行が適法・適正かつ妥当であることを、それぞれの立場から確認する体制をコーポレート・ガバナンスの基本とする。

取締役は、「経営理念」、「私たちの基本姿勢」、「関西電力グループビジョン」および「関西電力グループC S R行動憲章」等に定めた経営の基本的方向性や行動の規範に従って、自らの職務の執行を律し、率先してこれを実践する。

取締役会は、経営上の重要な事項について審議・決定するとともに、定期的に取り締役の職務の執行状況等に関する報告を受け、取締役を監督する。

監査役は、取締役会などの重要な会議体に出席し、取締役から経営上の重要事項に関する説明を聴取するとともに、主要な事業所の業務および財産の状況を調査するなど、取締役の職務執行について適法性・妥当性の観点から監査を行う。

取締役会の監督機能および監査役会の監査機能をより強化するとともに、取締役の職務執行への助言を行うため、独立性を確保した社外取締役、社外監査役を、それぞれ複数名置く。

また、会計監査人は、会社から独立した立場で、計算書類等の適法かつ適正な作成の観点から会計監査を行う。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は、取締役会などの会議体における議事録および業務決定文書等の職務の執行に係る情報について、法令および社内規程に基づき、適正に作成し、保存、管理する。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業活動に伴うリスクについては、社内規程に基づき、業務執行箇所が自律的に管理することを基本とし、組織横断的かつ重要なリスクについては、必要に応じてリスクの分野ごとに専門性を備えたリスク管理箇所を定め、業務執行箇所に対して、助言・指導を行う。

さらに、リスクを統括的に管理する委員会において、当社グループの事業活動に伴うリスクを適切なレベルに管理するよう努める。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行については、社内規程において、職務権限と責任の所在および指揮命令系統を定めることにより、迅速かつ効率的な執行体制を確保する。

また、取締役会が決定した方針に基づく重要な業務の執行に関する事項について、役付取締役および役付執行役員により構成する常務会において、原則として毎週審議する。

e. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役は、「経営理念」、「私たちの基本姿勢」、「関西電力グループビジョン」および「関西電力グループC S R行動憲章」等の経営の基本的方向性や行動の規範について、C S Rおよびコンプライアンスに係る委員会等の活動を通じて、浸透、定着させ、遵守を求めることにより、使用人の職務の執行の法令等への適合を確保する。

また、使用人等から、コンプライアンス上疑義のある行為等について申し出を受け付ける内部通報制度を整備し、コンプライアンス相談窓口を置く。その運用に当たっては、通報者の秘密保護や不利な取扱いの排除等を確保する。

f. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役は、社内規程に基づき、子会社における自律的な管理体制の整備を支援、指導すること等により、当社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保する。

- (a) 取締役は、子会社の取締役から定期的に経営状況その他の職務の執行に係る報告を受ける。
- (b) 取締役は、子会社の事業活動に伴うリスクについて、子会社が自律的に管理することを基本としつつ、子会社のリスク管理を統括する箇所を定め、子会社の重要な決定への事前関与、経営状況の定期的な把握、リスク管理体制およびリスク管理状況の定期的な確認等を行い、グループ全体の企業価値の毀損を未然に防止し、またはこれを最小化するよう努める。

また、各子会社共通かつ重要なリスクについては、必要に応じて、当社にリスクの分野ごとに専門性を備えたリスク管理箇所を定め、子会社に対して、助言・指導を行うとともに、リスクを統括的に管理する委員会において、子会社の業務執行に伴うリスクを含め、当社グループの事業活動に伴うリスクを適切なレベルに管理するよう努める。

(c) 取締役は、子会社の取締役の職務の執行について、子会社の社内規程において職務権限と責任の所在および指揮命令系統を定めさせることにより、迅速かつ効率的な執行体制を確保させる。

(d) 取締役は、子会社に対して、「経営理念」、「私たちの基本姿勢」、「関西電力グループビジョン」および「関西電力グループC S R 行動憲章」等の経営の基本的方向性や行動の規範について、C S R およびコンプライアンスに係る委員会等の活動を通じて、浸透、定着させ、遵守を求めるとともに、適切な体制を整備させることにより、子会社の取締役および使用人の職務の執行の法令等への適合を確保させる。

また、子会社の取締役および使用人から、コンプライアンス上疑義のある行為等について通報を受け付ける内部通報制度を整備し、コンプライアンス相談窓口を置く。その運用に当たっては、通報者の秘密保護や不利な取扱いの排除等を確保するとともに、子会社の取締役および使用人に対して確保させる。

g. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

取締役は、監査役の求めに応じて、監査役および監査役会の職務を補佐するために、監査実務、監査役会の運営等を担当する専任組織を設置し、必要な人員を配置する。

h. 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性の確保および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役および監査役会の職務を補佐する専任組織は、監査役直轄とする。また、当該組織の使用人は、監査役の指示に従うとともに、取締役の指揮命令を受けず、当社グループの業務の執行に係るいかなる職位の兼務も行わない。当該使用人の配置、異動、評価に当たっては、監査役の意向を尊重する。

i. 監査役への報告に関する体制

取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役、使用人または子会社のこれらの者から報告を受けた者は、社内規程に基づき、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは直ちに監査役に報告するとともに、経営、業績に係る重要事項、社内外への開示事項、重要な法令違反等の事実等について、監査役に報告する。

j. 監査役への報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役は、社内規程に基づき、前項の報告を監査役に行った者に対する不利な取扱いの排除等を確保し、また子会社に対して確保させる。

k. 監査役の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

取締役は、社内規程に基づき、監査役の職務の執行について生じる費用または債務の処理等については、これを措置する。

l. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役および使用人は、社内規程に基づき、監査役による監査に協力するとともに、監査役の求める諸資料、情報について、遅滞なく提供することにより、監査の実効性を確保する。

m. 業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況の確認に関する事項

取締役は、業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況に係る適正性・有効性等を定期的に監査するために内部監査組織を設置する。また、社外の有識者の参加も得た委員会を置き、公正かつ専門的な立場から内部監査の適正性・有効性について審議する。

(2) 当該体制の運用状況の概要

a. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、株主総会から経営の負託を受けた取締役会のもとに、常務会および各種委員会を置き、職務の執行を適正に行っている。また、監査役、監査役会および会計監査人を置き、職務の執行が適正・適法かつ妥当であることを、それぞれの立場から確認している。

取締役は、常務会および各種会議体等において、経営の基本的方向性や行動の規範に従い職務を執行している。

取締役会は、平成28年度中に13回開催し、経営上の重要な事項について審議・決定するとともに、定期的に取締役の職務の執行状況等に関する報告を受けることにより、取締役の職務の執行を監督している。

監査役は、取締役会などの重要な会議体に出席し、取締役から経営上の重要事項に関する説明を聴取するとともに、主要な事業所の業務および財産の状況を調査するなど、取締役の職務執行について適法性・妥当性の観点から監査を行っている。なお、独立性を確保した社外取締役3名、社外監査役4名（期中に3名に減）を置き、取締役会の監督機能および監査役会の監査機能をより強化し、取締役の職務執行への助言を行っている。

また、会計監査人は、会社から独立した立場で、計算書類等の適法かつ適正な作成の観点から会計監査を行っている。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は、取締役会等の議事録、りん議書等の業務決定文書について、法令および社内規程に基づき、適正に作成、保存、管理している。

c. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社は、事業活動に伴うリスクについて、各部門が自律的にリスクを評価して、必要な対策を実施し、部門横断的なリスクについては、リスクの分野ごとに専門性を備えたリスク管理箇所がリスク管理に係る方針、計画等を策定するとともに、業務執行箇所のリスク管理状況を把握、評価し、日常的な支援を行っている。

また、「関西電力グループリスク管理規程」および「リスク管理委員会規程」に基づき、リスク管理委員会を平成28年度中に2回開催し、全社的な視点でリスク管理状況を把握、評価するとともに、取締役会・常務会に報告している。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、会社の機構、業務分掌、職位およびそれらの運用に係る社内規程ならびに各職位の職責と権限に係る社内規程によって業務運営の責任体制を明確にするとともに、権限の配分、行使を適切な範囲で行い、効率的な体制を構築している。なお、平成28年6月の組織改正に伴い、グループ全体として最適な資源配分やリスクマネジメントを行うことのできる組織体制の構築を図っている。

また、当社は、平成28年度中に常務会を40回、電力流通経営会議を14回開催し、全般的な業務執行方針、計画および重要な業務執行について審議するとともに、必要な報告などを行うことにより効率的な意思決定を行っている。

e. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役は、「C S R 推進会議規程」に基づき、C S R 推進会議を平成28年度中に2回開催し、C S R 活動計画の審議・策定を行い、それに基づき各組織において自律的な取組みを展開するとともに、毎年C S R の浸透状況について確認を行っている。

また、コンプライアンス委員会を平成28年度中に2回開催し、グループ全体のコンプライアンスに関する総合的方策の策定やグループ全体のコンプライアンスに関する具体的方策の総合調整および実施の促進等を行っている。

コンプライアンス相談窓口において、コンプライアンス上疑義のある行為等について申し出を受け付けている。その運用に当たっては、通報者の秘密保護や不利な取扱いの排除等を確保している。

f. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役は、子会社の経営層と、定期的な会議を通して、子会社の経営状況等についてコミュニケーションを行うとともに、四半期ごとに決算実績について報告を受けている。

子会社の事業活動に伴うリスクについては、子会社の重要な決定への事前関与、経営状況の定期的な把握を行うとともに、子会社のリスク管理状況について確認し、リスク管理委員会で報告を受けている。また、専門性を備えたリスク分野ごとの管理箇所が、定期的開催する会議等を通して、子会社に日常的な助言・指導を行っている。

子会社に対し、業務の適正確保に必要なCSR、コンプライアンス、組織および権限に係る規程の整備状況を確認している。

コンプライアンス相談窓口において、子会社においてコンプライアンス上疑義のある行為等について申し出を受け付けている。その運用に当たっては、通報者の秘密保護や不利な取扱いの排除等を確保するとともに、子会社の取締役および使用人に対して確保させている。

g. 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項

取締役は、執行部から独立した組織として監査役室を設置し、監査役室は、12名のスタッフにより監査計画に基づく監査実務、監査役会の運営等を実施している。

h. 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性の確保および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役直属の監査業務専任のスタッフについて、取締役の指揮命令を受けず、また、その評価・異動等は監査役の意向が尊重されているなど、取締役からの独立性を確保している。

i. 監査役への報告に関する体制

当社は、「監査役監査の実効性確保に関する規程」に基づき、経営・業績に係る重要事項、社内外への開示事項等につき、監査役に報告を行っている。

j. 監査役への報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、社内規程を整備し、不利な取扱いの排除を確保している。また、子会社の不利な取扱いの排除につき、全ての子会社において規程化されていることを確認している。

k. 監査役職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査業務に必要な費用を確保している。

l. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、「監査役監査の実効性確保に関する規程」等の社内規程に基づき、監査役または監査役スタッフの監査に係る調査に協力している。

主要な委員会等については、委員会事務局が都度、常任監査役を開催案内を送付し、委員会等の資料・議事録の提供などを適切に行っている。常任監査役は、委員会に都度出席し、審議状況を聴取し、必要に応じて意見を述べている。

m. 業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況の確認に関する事項

当社は、内部監査の専任組織として経営監査室を設置し、業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況に係る適正性・有効性等を監査しており、その結果については、半期ごとに、社外有識者3名を含む経営監査委員会の審議を経て、取締役会・常務会に報告している。

連結株主資本等変動計算書

平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高(百万円)	489,320	66,634	648,154	△ 96,492	1,107,617
当 連 結 会 計 年 度 変 動 額					
親会社株主に帰属する当期純利益			140,789		140,789
連 結 範 囲 の 変 動			△ 269		△ 269
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		92			92
自 己 株 式 の 取 得				△ 41	△ 41
自 己 株 式 の 処 分		—		109	108
利益剰余金から資本剰余金への振替		—	—		—
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計(百万円)	—	92	140,519	67	140,679
当連結会計年度末残高(百万円)	489,320	66,726	788,674	△ 96,424	1,248,297

	その他の包括利益累計額					非 支 配 主 株 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 上 損 益	延 滞 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額		
当連結会計年度期首残高(百万円)	85,930	△ 8,244	17,726	△ 24,365	71,047	23,165	1,201,831
当 連 結 会 計 年 度 変 動 額							
親会社株主に帰属する当期純利益							140,789
連 結 範 囲 の 変 動							△ 269
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							92
自 己 株 式 の 取 得							△ 41
自 己 株 式 の 処 分							108
利益剰余金から資本剰余金への振替							—
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△ 4,893	4,349	△ 4,292	8,155	3,319	△ 1,133	2,186
当連結会計年度変動額合計(百万円)	△ 4,893	4,349	△ 4,292	8,155	3,319	△ 1,133	142,865
当連結会計年度末残高(百万円)	81,037	△ 3,894	13,433	△ 16,209	74,366	22,032	1,344,696

連結注記表

平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	全子会社 62社
主要な連結子会社の名称	(株)ケイ・オプティコム、(株)関電エネルギーソリューション、 関電不動産開発(株)、(株)かんでんエンジニアリング、(株)日本ネットワークサポート、関電プラント(株)、(株)ニュージェック、 (株)関電パワーテック、関電ファシリティーズ(株)、関電システムソリューションズ(株)、(株)環境総合テクノス、関電サービス (株)、(株)関電 L & A、Kansai Electric Power Australia Pty Ltd

平成28年4月1日に実施した不動産事業関連会社の再編に伴う合併により、M I D都市開発(株)他1社を連結の範囲から除外している。

この他、当連結会計年度中の新規設立により3社を、株式の取得により1社を、それぞれ新たに連結の範囲に含めている。

また、当連結会計年度中の清算終了により2社を、持分比率の低下により1社を、それぞれ連結の範囲から除外している。

(2) 持分法の適用に関する事項

a. 持分法を適用した関連会社

関連会社の数	4社
会社の名称	日本燃燃(株)、(株)きんでん、(株)エネゲート、San Roque Power Corporation

b. 持分法を適用しない関連会社

主要な会社等の名称	日本原子力発電(株)
-----------	------------

持分法を適用しない関連会社は、それぞれ連結純損益および連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としてもその影響に重要性が乏しい。

(3) 会計方針に関する事項

a. 重要な資産の評価基準および評価方法

(a) 有価証券

満期保有目的債券	償却原価法
その他有価証券	時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定している。） 時価のないもの 主として移動平均法による原価法

(b) たな卸資産	主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）
-----------	--

b. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産は主として定率法、無形固定資産は定額法によっている。

c. その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(a) 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用の計上方法

「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成28年法律第40号 以下「改正法」という。）第4条第1項に規定する拠出金の額を同条第2項に基づき原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて電気事業営業費用として計上している。

また、「電気事業会計規則の一部を改正する省令」（平成17年経済産業省令第92号）附則第2条に定める額（平成17年度の使用済燃料再処理等引当金に係る引当金計上基準変更に伴い生じた差異）312,810百万円のうち、改正法施行時点における未認識額82,953百万円については、改正法附則第6条第1項に基づき、平成31年度までの各連結会計年度において分割して納付し、「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（平成28年経済産業省令第94号）附則第4条に基づき、各連結会計年度に納付した金額を費用計上している。なお、当連結会計年度末における未認識の引当金計上基準変更に伴う差異は62,214百万円である。

(b) 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用化の方法

「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用し、原子力発電設備のうち特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産については、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号）により費用化している。

なお、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務は、原子力発電施設解体費の総見積額を基準として計上している。

(c) 原子力廃止関連返勘定の償却方法

原子力廃止関連返勘定は、「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（平成28年経済産業省令第50号）附則第7条の規定により、料金回収に応じて償却している。

(d) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に充てるため、将来の退職給付見込額を基礎とした現価方式による退職給付債務の額（一部の連結子会社は年金資産の評価額を控除した額）を退職給付に係る負債に計上している。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として3年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として3年）による定額法（一部の連結子会社は定率法）により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度（一部の連結子会社は発生の日翌連結会計年度）から費用処理することとしている。

(e) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

(f) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

2. 表示方法の変更に関する注記

連結貸借対照表関係

前連結会計年度において、「その他の投資等」に含めていた「関係会社長期投資」は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記している。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

- a. 当社の財産は、社債および㈱日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。
- | | |
|-----------------|--------------|
| 社債 | 1,320,888百万円 |
| ㈱日本政策投資銀行からの借入金 | 318,126百万円 |
- b. 連結子会社において担保に供している資産
- | | |
|----------|-----------|
| その他の固定資産 | 19,831百万円 |
| 現金及び預金 | 5百万円 |
- 上記資産を担保としている債務
- | | |
|------------------------|----------|
| 長期借入金（1年以内に返済すべき金額を含む） | 3,697百万円 |
| 支払手形及び買掛金 | 1,036百万円 |
- c. 一部の連結子会社の出資会社における金融機関からの借入金等に対して担保に供している資産
- | | |
|--------------|-----------|
| その他の固定資産 | 9,376百万円 |
| 建設仮勘定及び除却仮勘定 | 22,196百万円 |
| 長期投資 | 8,257百万円 |
| 関係会社長期投資 | 29,886百万円 |
| 現金及び預金 | 436百万円 |
| たな卸資産 | 247百万円 |
| その他の流動資産 | 1,267百万円 |
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 11,848,419百万円

(3) たな卸資産の内訳科目および金額

商品及び製品	4,879百万円
仕掛品	8,111百万円
原材料及び貯蔵品	70,572百万円
販売用不動産	39,254百万円

(4) 保証債務

社債に対する保証債務	
日本原燃㈱	1,799百万円
借入金等に対する保証債務	
日本原燃㈱	184,641百万円
日本原子力発電㈱	41,652百万円
Ichthys LNG Pty Ltd	21,734百万円
Bluewaters Power Pty Ltd	17,334百万円
Rojana Power Co., Ltd.	651百万円
提携住宅ローン利用顧客	2,053百万円
その他	1百万円
電力売買契約の履行に対する保証債務	
PT Bhumi Jati Power	11,178百万円

(5) 会社法以外の法令の規定による引当金

濁水準備引当金

「電気事業法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第72号）附則第16条第3項の規定により、なおその効力を有するものとされる改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第36条の規定により計上している。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数 938,733,028株

(2) 配当に関する事項

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成29年6月28日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり提案している。

配当金の総額 22,342百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 25円

基準日 平成29年3月31日

効力発生日 平成29年6月29日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、電気事業等を行うための設備投資や債務償還などに必要な資金を可能な限り自己資金にて賄い、不足する資金については主に社債や借入金によって資金調達を行い、短期的な運転資金をコマーシャル・ペーパー等により調達している。また、資金運用については短期的な預金等で実施している。

資金調達にあたっては、円貨建て及び固定金利のものを主としているが、一部については外貨建てもしくは変動金利のものを調達し、償還年限については、金融環境などを総合的に勘案し決定している。

また、有価証券及び投資有価証券については、主に電気事業の運営上必要な株式や譲渡性預金等を保有している。

デリバティブ取引については、リスクを回避するために利用しており、投機目的の取引は行っていない。

受取手形及び売掛金の大部分を占める電気料金債権は、毎月検針後、30日以内にほとんどが回収される。

有価証券及び投資有価証券のうち、株式については、事業運営上の必要性の観点に加え、時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を定期的に見直している。

支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日である。また、その一部には、燃料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、原則として先物為替予約を利用して為替変動リスクをヘッジしている。

借入金のうち、変動金利の長期借入金の一部については、金利の変動リスクをヘッジするために、金利スワップ取引を利用している。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりである。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
資産			
a. 有価証券及び投資有価証券(*1)	190,601	190,681	80
b. 現金及び預金	133,133	133,133	－
c. 受取手形及び売掛金	233,169	233,169	－
負債			
d. 社債(*2)	1,320,888	1,344,916	24,028
e. 長期借入金(*2、3)	2,231,137	2,289,500	58,362
f. 短期借入金(*4)	155,524	155,524	－
g. コマーシャル・ペーパー	114,000	114,000	－
h. 支払手形及び買掛金	122,716	122,716	－
i. 未払税金	34,353	34,353	－
j. デリバティブ取引(*5)	△ 9,218	△ 9,218	－

(*1) 連結貸借対照表上「長期投資」および「その他の流動資産」に計上している。

(*2) 連結貸借対照表上「1年以内に期限到来の固定負債」に計上しているものを含めている。

(*3) 連結貸借対照表上「その他の固定負債」および「その他の流動負債」に計上している関連会社からの借入金を含めている。

(*4) 連結貸借対照表上「その他の流動負債」に計上している関連会社からの借入金を含めている。

(*5) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示している。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

a. 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっている。譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

b. 現金及び預金、並びにc. 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

d. 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格によっている。

e. 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっている。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定している。

なお、金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金（下記「j. デリバティブ取引」参照）については、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定している。

f. 短期借入金、g. コマーシャル・ペーパー、h. 支払手形及び買掛金、並びに i. 未払税金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

j. デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格によっている。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載している。（上記「e. 長期借入金」参照）

（注2）非上場株式（連結貸借対照表計上額25,515百万円）、出資証券等（連結貸借対照表計上額14,640百万円）は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「a. 有価証券及び投資有価証券」には含めていない。

6. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,480円46銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 157円58銭 |

7. その他の注記

(1) 「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴う電気事業会計規則の改正

平成28年10月1日に「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成28年法律第40号 以下「改正法」という。）および「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（平成28年経済産業省令第94号 以下「改正省令」という。）が施行され、電気事業会計規則が改正された。

使用済燃料の再処理等の実施に要する費用については、従来、原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて算定した現価相当額を使用済燃料再処理等引当金および使用済燃料再処理等準備引当金として引当計上していたが、改正省令の施行日以降は、改正法第4条第1項に規定する拠出金の額を同条第2項に基づき原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて電気事業営業費用として計上することとなった。

また、改正法第9条第1項により、使用済燃料再処理機構は、原子力事業者が拠出金を納付したときは、当該拠出金に係る使用済燃料の再処理等を行わなければならないと規定されている。

これにより、改正省令の施行時点において、改正省令附則第3条の規定により使用済燃料再処理等積立金497,071百万円および使用済燃料再処理等引当金540,819百万円を取崩し、その差額をその他の固定負債33,378百万円およびその他の流動負債10,369百万円に計上し、同附則第6条の規定により使用済燃料再処理等準備引当金54,238百万円全額をその他の固定負債に振り替えている。

改正省令施行時点においてその他の固定負債に振り替えた54,500百万円については、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」（平成28年政令第319号）第12条第1項に基づき、経済産業大臣から5年間に分割して納付することについて承認を受けたため、当連結会計年度において10,900百万円を納付し、翌連結会計年度に納付すべき金額を1年以内に期限到来の固定負債に振り替えている。

なお、改正省令の施行により、前連結会計年度末における使用済燃料再処理等引当金に係る見積差異（改正前の電気事業会計規則取扱要領第81の規定により、翌連結会計年度に適用される割引率等の諸元を用いて計算される現価相当額の差異）266,535百万円については、認識しない。

(2) **繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用**

当連結会計年度より、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を適用している。

株主資本等変動計算書

平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剩 余 金		利 益 剩 余 金			自 己 株 式	株 主 本 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 本 金 剩 余	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剩 余 金			
					海 外 投 資 損 傷 準 備 金	外 等 失 金 繰 越 利 益 剩 余 金		
当事業年度期首残高(百万円)	489,320	67,031	-	33,133	134	214,628	△ 96,278	707,970
当 事 業 年 度 変 動 額								
海外投資等損失準備金の取崩					△ 53	53		-
当 期 純 利 益						103,064		103,064
自己株式の取得							△ 30	△ 30
自己株式の処分			-				1	-
利益剰余金から資本剰余金への振替			-			-		-
株主資本以外の項目の 当事業年度変動額(純額)								
当事業年度変動額合計(百万円)	-	-	-	-	△ 53	103,117	△ 28	103,035
当事業年度末残高(百万円)	489,320	67,031	-	33,133	81	317,745	△ 96,307	811,005

	評価・換算差額等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 上 減 損	延 滞 益	
当事業年度期首残高(百万円)	42,408	△ 8,334	34,074	742,044
当 事 業 年 度 変 動 額				
海外投資等損失準備金の取崩				-
当 期 純 利 益				103,064
自己株式の取得				△ 30
自己株式の処分				-
利益剰余金から資本剰余金への振替				-
株主資本以外の項目の 当事業年度変動額(純額)	8,984	4,422	13,406	13,406
当事業年度変動額合計(百万円)	8,984	4,422	13,406	116,441
当事業年度末残高(百万円)	51,392	△ 3,912	47,480	858,486

個別注記表

平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

- a. 有価証券
子会社株式および関連会社株式 移動平均法による原価法
 其他有価証券 時価のあるもの
 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。）
 時価のないもの
 移動平均法による原価法
- b. たな卸資産
貯蔵品（石炭、燃料油、ガスおよび一般貯蔵品） 総平均法（一部は移動平均法）による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）
貯蔵品（特殊品） 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- a. 有形固定資産 法人税法に規定する方法と同一の基準に基づく定率法
b. 無形固定資産 法人税法に規定する方法と同一の基準に基づく定額法

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金
退職給付に充てるため、将来の退職給付見込額を基礎とした現価方式による額を計上している。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日から費用処理することとしている。

(4) その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項

- a. 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用の計上方法
「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成28年法律第40号 以下「改正法」という。）第4条第1項に規定する拠出金の額を同条第2項に基づき原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて使用済燃料再処理等拠出金費として計上している。
また、「電気事業会計規則の一部を改正する省令」（平成17年経済産業省令第92号）附則第2条に定める額（平成17年度の使用済燃料再処理等引当金に係る引当金計上基準変更に伴い生じた差異）312,810百万円のうち、改正法施行時点における未認識額82,953百万円については、改正法附則第6条第1項に基づき、平成31年度までの各事業年度において分割して納付し、「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（平成28年経済産業省令第94号）附則第4条に基づき、各事業年度に納付した金額を費用計上している。なお、当事業年度末における未認識の引当金計上基準変更に伴う差異は62,214百万円である。
- b. 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用化の方法
「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用し、原子力発電設備のうち特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産

除去債務相当資産については、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号）により費用化している。

なお、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務は、原子力発電施設解体費の総見積額を基準として計上している。

c. 原子力廃止関連仮勘定の償却方法

原子力廃止関連仮勘定は、「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（平成28年経済産業省令第50号）附則第7条の規定により、料金回収に応じて償却している。

d. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっている。

e. 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

f. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

会社の財産は、社債および㈱日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。

社債 1,322,688百万円

㈱日本政策投資銀行からの借入金 318,126百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

10,963,207百万円

(3) 保証債務

社債に対する保証債務

日本原燃㈱ 1,799百万円

借入金等に対する保証債務

日本原燃㈱ 184,641百万円

日本原子力発電㈱ 41,652百万円

Kansai Electric Power Ichthys E&P Pty Ltd 34,144百万円

Ichthys LNG Pty Ltd 21,734百万円

㈱ケイ・オブティコム 17,500百万円

Bluewaters Power Pty Ltd 17,334百万円

LNG FUKUROKUJU Shipping Corporation 9,836百万円

LNG JUROJIN Shipping Corporation 9,605百万円

LNG SAKURA Shipping Corporation 6,605百万円

LNG EBISU Shipping Corporation 4,653百万円

Kansai Sojitz Enrichment Investing S.A.S. 3,801百万円

関西電子ビーム㈱ 1,494百万円

Rojana Power Co., Ltd. 651百万円

電力売買契約の履行に対する保証債務

PT Bhumi Jati Power 11,178百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

長期金銭債権 115,930百万円

短期金銭債権 18,544百万円

長期金銭債務 20,528百万円

短期金銭債務 118,982百万円

(5) 附帯事業に係る固定資産の金額

蒸気供給事業 専用固定資産 43百万円

他事業との共用固定資産の配賦額 33百万円

合計額 77百万円

ガス供給事業 専用固定資産 3,318百万円

他事業との共用固定資産の配賦額 550百万円

合計額 3,869百万円

(6) 会社法以外の法令の規定による引当金

濁水準備引当金

「電気事業法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第72号)附則第16条第3項の規定により、なおその効力を有するものとされる改正前の電気事業法(昭和39年法律第170号)第36条の規定により計上している。

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引高	費用	308,588百万円	収益	26,282百万円
営業取引以外の取引高		1,434百万円		

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数 45,031,335株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
繰越欠損金		136,036百万円
退職給付引当金		88,380百万円
減価償却超過額		71,387百万円
資産除去債務		43,399百万円
その他		147,816百万円
繰延税金資産小計		487,020百万円
評価性引当額		△ 78,043百万円
繰延税金資産合計		408,976百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金		△ 18,434百万円
原子力廃止関連仮勘定		△ 7,440百万円
資産除去債務相当資産		△ 578百万円
繰延ヘッジ損益		△ 187百万円
海外投資等損失準備金		△ 31百万円
繰延税金負債合計		△ 26,673百万円
繰延税金資産の純額		382,303百万円

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社および関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社	日本原燃(株)	所有 直接 16.6%	ウランの濃縮、廃棄物の埋設を委託	債務保証(注)	186,440	-	-

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 日本原燃(株)に対する債務保証については、金融機関からの借入金および社債に対して保証している。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 960円60銭

(2) 1株当たり当期純利益 115円32銭

8. その他の注記

(1) 電気事業会計規則の改正

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表は、電気事業会計規則が改正されたため、改正後の電気事業会計規則により作成している。

(2) 「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴う電気事業会計規則の改正

平成28年10月1日に「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成28年法律第40号 以下「改正法」という。）および「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（平成28年経済産業省令第94号 以下「改正省令」という。）が施行され、電気事業会計規則が改正された。

使用済燃料の再処理等の実施に要する費用については、従来、原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて算定した現価相当額を使用済燃料再処理等引当金および使用済燃料再処理等準備引当金として引当計上していたが、改正省令の施行日以降は、改正法第4条第1項に規定する拠出金の額を同条第2項に基づき原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて使用済燃料再処理等拠出金費として計上することとなった。

また、改正法第9条第1項により、使用済燃料再処理機構は、原子力事業者が拠出金を納付したときは、当該拠出金に係る使用済燃料の再処理等を行わなければならないと規定されている。

これにより、改正省令の施行時点において、改正省令附則第3条の規定により使用済燃料再処理等積立金497,071百万円および使用済燃料再処理等引当金540,819百万円を取崩し、その差額を雑固定負債33,116百万円、未払費用10,369百万円および未払使用済燃料再処理等拠出金262百万円に計上し、同附則第6条の規定により使用済燃料再処理等準備引当金54,238百万円全額を未払使用済燃料再処理等拠出金に振り替えている。

改正省令施行時点において未払使用済燃料再処理等拠出金に振り替えた54,500百万円については、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」（平成28年政令第319号）第12条第1項に基づき、経済産業大臣から5年間に分割して納付することについて承認を受けたため、当事業年度において10,900百万円を納付し、翌事業年度に納付すべき金額を1年以内に期限到来の固定負債に振り替えている。

なお、改正省令の施行により、前事業年度末における使用済燃料再処理等引当金に係る見積差異（改正前の電気事業会計規則取扱要領第81の規定により、翌事業年度に適用される割引率等の諸元を用いて計算される現価相当額の差異）266,535百万円については、認識しない。

(3) 繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

当事業年度より、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を適用している。